



島根県報

令和3年7月20日（火）

号外第79号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第502号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年7月20日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市園町1412番4地先から同町1419番1地先まで	メートル 171.00	令和3年 7月20日	出雲県土整備 事務所	
県道	斐川出雲大社線	出雲市武志町288番2地先から同町307番2地先まで	107.00	令和3年 8月1日		